

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成27年12月3日

株主各位

東京都府中市分梅町二丁目20番5号  
株式会社 エーワン精密  
代表取締役社長 林 哲也

当社は、平成27年12月2日開催の取締役会において、平成28年1月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成27年12月31日と定めましたので、公告いたします。

また、本株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法184条第2項の規定に基づき、平成28年1月1日付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を4,800,000株から9,600,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

### お知らせ及びご注意

1. 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成28年2月上旬にお届出ご住所にお送りいたします。
2. 平成28年1月1日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願い申し上げます。